(E)　(B)bの放送については、(1)の協会が委託により行わせる標準テレビジョン放送が終了するまでの間においては、協会の地上系によるテレビジョン放送（デジタル放送以外の放送）の難視聴の状況を踏まえて必要に応じ難視聴解消のための放送番組を放送するものであること。

(F)　協会が委託により行わせる放送の在り方については、Cに規定する特定標準テレビジョン放送が終了するまでの間に、協会の地上系によるテレビジョン放送の難視聴世帯の状況、技術の進展の動向等を踏まえて、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととする。

第1の1(2)ア(ア)A(A)」を「(2)ア(ア)A(A)a及びb（業務廃止日以降においては(2)ア(ア)A(B)）」に改める。

第1の3中後段を削る。

第2の3(1)アを次のように改める。

ア　協会が委託により行わせる放送

放送の区分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
テレビジョン放送	難視聴解消を目的とする放送	全国	1（注）
	総合放送	全国	2

（注）業務廃止日に終了することとする。

第2の3(2)を次のように改める。

(2)　特別衛星放送（デジタル放送以外の放送）

放送の区分			放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
協会が委託により行わせる放送	テレビジョン放送	難視聴解消を目的とする放送	全国	1（注1）（注2）
		総合放送	全国	1（注1）（注3）

（注）1　特別衛星放送（デジタル放送）と同一の放送を同時に行うものとする。

2　業務廃止日に終了することとする。

3　業務廃止日以降については、2とする。

○財務省告示第四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年二月八日

財務大臣　菅　直人

一　名称及び記号　利付国庫債券（十一年）（第二百八十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七千九百九十六億五千九百五十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆六千五百六十五億四千四十五万円

ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三十一億千万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千四百三億円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で五百三億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　二兆四千五百七十二億四千五百万五千円

ロ　非競争入札発行　三十一億千百三十三万七千三百円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千四百三億六千三十二万九千円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　五百三億二千百六十二万九千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十二年一月十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円二銭以上のそれぞれの応募価格